三十三　法第百四十三条の二第一項の認定の申請
三十四　法第百四十三条の五第三項の申請
三十五　法第百四十三条の五第四項の届出
三十六　法第百四十三条の六第一項の変更認定の申請
三十七　法第百四十三条の六第五項の変更の届出
三十八　法第百四十三条の六第七項において準用する法第百四十三条の五第三項の申請又は同条第四項の届出
三十九　法第百四十三条の六第八項の変更の届出
四十　法第百四十三条の七第二項、第三項又は第四項の認可の申請
四十一　法第百四十三条の八第一項の休止の届出
四十二　法第百四十三条の九の廃止の届出
四十三　法第百四十三条の十四の報告
四十四　第十条第一項又は第三項の報告（法第九条の登録を受けた者に係るものに限る。）
四十五　第十四条の十一第一項の報告

様式第１（第４条第１項、第４条の２第１項関係）

［略］

［１・２　略］

３　業務区域及び基礎的電気通信役務に係る業務区域

［注１～４　略］

５　基礎的電気通信役務（法第10条第１項第３号イに規定する第一号基礎的電気通信役務又は同号ロに規定する第二号基礎的電気通信役務に限る。以下この様式において同じ。）を提供する場合にあつては、併せて下記⑷の事項を記載すること。

［⑴～⑶　略］

⑷　基礎的電気通信役務に係る業務区域にその全部又は一部が含まれる地域単位区域

注１　基礎的電気通信役務に係る業務区域については、一般的に想定している利用形態により基礎的電気通信役務の提供を受けることが可能となる区域（いわゆるサービスエリア）を記載すること。

２　地域単位区域については、第４条第４項各号に定める単位で記載し、業務区域にその全部又は一部が含まれる市町村又は都道府県を記載すること。

３　複数の基礎的電気通信役務を提供する場合にあつては、基礎的電気通信役務の区分（第一号基礎的電気通信役務又は第二号基礎的電気通信役務の別及び第一号基礎的電気通信役務にあつては、第４条第３項に規定する第一号基礎的電気通信役務の種別による区分をいう。）ごとに記載すること。

［４　略］

５　基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業を営もうとする場合にあつては、当該基礎的電気通信役務の提供に関する問合せを受けるための電話番号その他の連絡先

注　「当該基礎的電気通信役務の提供に関する問合せを受けるための電話番号その他の連絡先」については、他の基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者が連絡可能な連絡先を記載すること。利用者が連絡可能な連絡先を併せて記載する場合には、その旨を明記の上で記載すること。

６　［略］

［注　略］

［新設］
［新設］
［新設］
［新設］
［新設］
［新設］
［新設］
［新設］
［新設］
［新設］
［新設］
三十四　［同上］
［新設］

様式第１（第４条第１項、第４条の２第１項関係）

［同左］

［１・２　同左］

３　業務区域

［注１～４　同左］

［新設］

［⑴～⑶　同左］

［新設］

［４　同左］

［新設］

５　［同左］

［注　同左］